

1. 男子寄宿舎ヲ建設スルコト  
 2. 工場精紡部若山中金車之五才  
 三才由西豊次ヲ他部ニ轉勤セシ  
 ム事ト

以上八月七日提出

3. 計部  
 4. 轉勤ノ理由ヲ聽取ル所アリ之理由存  
 在アリトシテ拒絶スル共ニ今後數年  
 其ナル現由アル場合ハ申出スルコト附記

54

4 神戸製鋼所 (兵庫)

要求 案の他 (一) (二)

(八月十七日提出并五場一同)

會社ノ都合依ル解雇ニ尤意ノ通リ支

給スルコト

1. 一年勤続者ニ對シテ八月迄五十日分

但シ六ヶ月以上一年ト見做シ六ヶ月

以下ハ日給三十日分

2. 一年以上五ヶ月ヲ増ヌ毎ニ百日分

給ス

3. 解雇ノ場合ハ十四日前ニ予告スルコト

但シ予告ナキ場合ハ日給十部ノ額ヲ切テ

4. 依職退職ノ場合ハ前次年高ノ三分

解決 案ノ他 (一) (二) (三)

1. 八月十七日退職手当規定ヲ公表

即ヨリ之ヲ宣傳シテ職工ノ要求ハ

拒絶

2. 不良分子ト認め外理由ナシ

拒絶

財團